

令和 7 年 8 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	安土町西老蘇 (西老蘇)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月21日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内農家の圃場は、ごく一部集落営農に参加されない農家の圃場を除き、集落営農組織である農事組合法人に集約が完了した。圃場の団地化をさらに進めるには他の集落との出作、入り作の調整を推進することが必要。
集落営農組織の構成員の高齢化が進んでいるため、若年層の参加を確保し、後継者育成が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・麦・大豆とねぎを中心とした露地野菜を主要作物とし、そのローテーションにより所得向上を目指す。水稻・麦・大豆でも、収量や高温耐性等の品種特性を見極め、適地適作による安定収量の確保を目指す。水稻においては、主食用のほか、飼料米や輸出米等にも取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
西老蘇集落内の集積は完了したので、他字との入り作、出作の調整により、一層の集積を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道舗装、暗渠、水路等農業施設の老朽化が進んでおり、適正な維持管理に努めなければならない。 高低差のある畦畔の維持管理に困難をきたしており、有効な方法がないか検討が必要。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農組織の後継者育成のため、組合員の子や若手組合員の参加、資格取得を推進し、経験を積ませる。 役員の若返りを図り、経営層の拡大に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
畦畔管理サービスがあれば検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境こだわり農産物認証のガイドラインに沿った農産物の生産を継続する。
 ③GPS利用農機の拡大を図り、農作業の効率化、熟練者以外でも適正な作業ができるよう機械化を進める。
 ④農産物の販路拡大のため、主食用以外への取組を拡大する。
 ⑧可能な圃場は畦畔を除去し、大規模区画化を図るとともに農道、用排水施設の維持補修を共同活動により適切に行い、長寿命化に努める。